

千葉県覚せい剤乱用  
防止推進員決まる  
千葉県覚せい剤乱用防止推進員松尾保健所地区協議会の発足にあたり、次の方々が町の推進員に委嘱されました。  
覚せい剤等の薬物乱用防止啓もうのため、より効果的、組織的な活動を進めていただきことになりました。伊野敏朗さん

横芝町鳥喰下1797

松岡 煙さん  
② 0998

中村克彦さん  
② 5100

横芝町牛熊735  
水泡（水ぶくれ）を作ります。  
はれ、4～5日目には小さな水泡（水ぶくれ）を作ります。  
次いで、その部分が大きさ直径1センチメートル位のたまりができ、やがて黒褐色のかぶたを作ります。

### 松尾保健所だより

## つつが虫病の予防対策

つつが虫病とは、二十日熱とも呼ばれている病気です。病原体は、つつが虫リケッチアで、これを保有するつつが虫（ダニの一種）の幼虫に刺されると感染することがあります。

このところ、つつが虫病の発生が多く確認されております。次のような病状があつたら医療機関で適切な治療を受けましょう。

### つつが虫病を予防するには

- ① 山林、草地、やぶなどへ立ち入るときは、長袖のシャツや上衣、長ズボン、長靴などを着用し、膚の露出をさける。
- ② 地面に直接腰をおろしたり、寝ころんだりしない。
- ③ 山林、草地、やぶなどへ立ち入った後は、必ず着替え、洗濯することにより、付着しているかもしれないつつが虫を洗い流すよう心がけましょう。

| 692 |

病気やけがでお医者さんにかかり、同じ人が同じ月内に5万7,000円以上（住民税非課税世帯は3万1,800円以上）の自己負担金（医療費の3割）を支払った場合、その超えた分は国保が負担するということで、あとで払い戻されます。

**Q** 医療費の自己負担額がある一定以上になると、超えた分が払い戻されるそうですが、その仕組みを教えてください。

**A** 自己負担額が5万7,000円を超えたとき、その超えた分が払い戻されます。

〈例〉1か月の総医療費が40万円かかつたとき  
この分が国保から払い戻される

6万3,000円	5万7,000円	28万円
3割を負担		7割が国保負担
総医療費40万円（1か月間）		

こくほQ&A  
高額療養費の支給  
⑤